

令和6・7年度
松伏町小規模工事等受注希望者登録・申請の手引き

松 伏 町

この手引きには、登録制度の仕組みや申請書の書き方等が記載されております。申請書の提出に当たっては、この手引きをよく読んでいただき、記載漏れや提出書類の不足等がないようにお願いします。

今回は、令和6年7月から令和8年6月までの2年間の登録期間となります。

この手引きには、申請後に住所や代表者などが変更となった場合に使用する「変更届」が添付されていますので、大切に保管してください。

ご注意：松伏町競争入札参加資格者名簿に登録されている方は申請できません

お問い合わせ先：松伏町 企画財政課 総合政策担当
〒343-0192
松伏町大字松伏2424
TEL 048-991-1818
FAX 048-991-7681

松伏町小規模工事等受注希望者登録申請について

1 目的

松伏町小規模工事等受注希望者登録制度は、松伏町が発注する軽易な工事・修繕等（履行の確保が容易と認められ、かつ設計額が50万円以下のもの）について、入札参加資格審査申請書（以下「指名参加願い」という。）の提出のない方でも契約することができるものとし、町内の小規模事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

この申請が受理された方は、松伏町小規模工事等受注希望者登録名簿に登録されます。これにより、松伏町が発注する小規模な工事等の選定業者の対象となりますが、見積依頼や契約をお約束するものではありません。

(1) 登録できる方

松伏町に主たる事業所を置いているとともに、次の(2)②～⑦に該当しない方（建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません）。

(2) 登録できない方

- ①松伏町に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合等）
- ②協同組合等の団体で申請をしようとする方
- ③町税等を滞納している方
- ④希望業種を履行するために法的に必要な資格、許可等を有しない方
- ⑤松伏町競争入札参加資格者名簿に登録されている方
- ⑥心身の故障により建設業法を適切に営むことができない者として国土交通省令で定めるものの審判を受けた方または破産者で、復権を得ていない方
- ⑦未成年者

2 受付方法

(1) 提出方法

- ①持参…松伏町役場 本庁舎2F 企画財政課へ提出。
- ②郵送…〒343-0192 松伏町大字松伏2424 松伏町役場 企画財政課あて

(2) 受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月17日（月）まで
（ただし、土・日曜日は除く。郵送の場合は必着。）
※令和6年7月以降は、随時受付します。

(3) 提出書類【各1部】

- ①令和6・7年度 松伏町小規模工事等受注希望者登録申請書
- ②完納証明（写し可）

※「完納証明」については、町税の納付状況に関する調査を行うことに同意していただいた場合、提出は不要です。

全ての方に提出していただきます。

次ページに続きます。

③消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」

…課税業者のみ提出してください。税務署において、消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」の交付を受けてください。

④許可通知書の写し、または許可証明書の写し

…履行に際し、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている方のみ申請できます。この場合、「許可通知書の写し」または「許可証明書の写し」のどちらか一方を提出してください。

③④は該当する方のみ提出してください。

3 登録の有効期間

令和6年7月から令和8年6月までの2年間の登録となります。

※令和4年7月以降の申請は、申請が完了した日の翌月から令和6年6月までの登録となります。

4 契約者の選定方法

原則として複数の業者から見積書を徴取し、最も低価格な見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由ですが、必ず連絡（電話でも可）をお願いします。

5 契約の履行等

契約の履行は、松伏町契約規則、契約書・請書、松伏町建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、町が認めた場合以外、丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

6 請負代金の支払

請負代金の支払は、工事完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払時期は、正当な請求を受けた日から40日以内です。前払金・部分払金はありません。

7 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ったり、業務に関し不正又は不誠実な行為等があったりした場合は、登録を取り消します。

8 登録内容の変更について

申請後に住所や代表者などが変更となった場合は、「変更届」により届け出てください。

【申請書の書き方】

1 『住所又は所在地』

事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。

2 『商号又は名称』

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業者の場合は、通常使用している名称を記入してください。

3 『代表者の職』

「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

4 『印鑑』

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は、代表取締役印（登録印）を、個人事業主の場合は、実印でなくとも結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや認印は使用しないでください。

5 『登録希望業種』

業種の書き方は問いませんので、以下の記入例を参考に、希望する業種を具体的に分かりやすく記入してください。

なお、その業種を履行するにあたって、法的な許可・免許等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。許可・免許等を有する方は、その種類・名称等を②欄に記入するとともに、「許可通知書の写し」または「許可証明書の写し」のどちらか一方を提出ください。

記入例：

土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気設備工事、空調設備工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、造園工事、さく井工事、塗装工事、板金工事、ガラス工事、サッシ取付け、建具工事、畳製造・修繕、壁紙・障子貼付け、水道設備工事、ガス設備工事、消防設備工事 等

令和6・7年度

松伏町小規模工事等受注希望者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 松伏町長

松伏町が発注する令和6・7年度の小規模工事等の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。

住所又は所在地	〒343- 松伏町	
ふりがな		
商号又は名称		
代表者の職		
ふりがな		
代表者の氏名	Ⓜ	
電話番号		
FAX番号		
町税の納付状況に関する調査を行うことについて	<input type="checkbox"/>	同意します。(この場合、完納証明の提出は不要です。)
	<input type="checkbox"/>	同意しません。(この場合、完納証明を提出してください。発行手数料が300円かかります。)

注：印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

法人の場合は、代表取締役印を使用してください。

個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや認印は使用しないでください。

■その他の提出書類

【該当する方のみ提出】

- ・消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」
…課税事業者のみ、提出してください。
- ・許可通知書の写し、または許可証明書の写し
…裏面を参照してください。

裏面に続きます。

登録希望業種

履行に際し、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている方のみ申請できます。この場合、②欄も記入するとともに、「許可通知書の写し」または「許可証明書の写し」のどちらか一方も提出してください。

番号	①登録希望業種	②許可・免許等が必要な場合、その種類・名称等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
8		
10		
11		
12		

松伏町小規模工事等受注希望者登録申請事項変更届

令和 年 月 日

松伏町長あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記のとおり変更があるので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

(注) 変更事項が「商号又は名称」、「代表者」の場合は、ふりがなを付してください

